

第764回
東京都青少年健全育成審議会

議事録

※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

日 時：令和7年12月8日（月曜日）

【出席委員】

飯塚 美紀子 委員

天日 隆彦 委員

渡瀬 昌彦 委員

石川 知春 委員

伊藤 廣幸 委員

加藤 美恵子 委員

山下 陽枝 委員

うすい 浩一 委員

関口 健太郎 委員

早坂 義弘 委員

藤井 あきら 委員

柳川 雅彦 委員

稲澤 裕子 委員

矢ノ目 真展 委員

伊藤 貴行 委員

馬神 祥子 委員

榎本 光宏 委員

高島 由紀子 委員

【事務局】

若年支援事業担当部長 村上 章

若年支援事業課長 山本 理

(午後 3 時 30 分開会)

○若年支援事業課長 本日の傍聴人等でございますが、報道関係者は 0 人、傍聴人は 4 人、内、オンラインによる傍聴人は 0 人となっております。今しばらくお待ちください。

(傍聴人入室)

○若年支援事業課長 それでは審議会を始めさせていただきます。現在御出席いただいております委員の方は 18 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

それでは会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから「第 764 回東京都青少年健全育成審議会」を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。

それでは、まず議事の 2 「条例に基づく事務の施行経過」について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援事業課長 条例に基づく事務の施行経過等について、御説明いたします。「次第」と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧いただきたいと存じます。

前回の審議会以降の 11 月 10 日から 12 月 7 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。前回審議会の御意見を踏まえまして、優良映画として 1 作品を推奨することを決定いたしました。11 月 13 日にプレス発表、関係各署への周知を行い、11 月 18 日に公告いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、「ファミリールール講座」を 60 回開催いたしました。

また、本日の諮問に先立ちまして、12 月 3 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします、図書類に関する御意見を頂いております。意見聴取の内容は「自主規制団体からの聞き取り結果」としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付しておりますので、後ほど御説明させていただきます。

2 ページ及び3 ページをご覧ください。過去1 年間における条例の適用状況をお示ししております。2 ページには、過去1 年間の8 条指定図書類の指定実績を、3 ページには、過去1 年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。8 条指定図書類については、過去1 年間以内に指定を6 回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象社はございません。

続きまして、4 ページをご覧くださいと存じます。こちらは都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の11 月分の活動状況でございます。11 月までに委嘱しております協力員は689 名です。11 月の活動者数は14 名、調査店舗数は55 店舗ございました。確認する図書類は、「8 条指定図書類」、「成人向け」などの成人マーク付きの図書類である「表示図書類」、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小口シール止め誌の「類似図書類」の3 種類です。この3 種類の図書類について協力員の調査結果を、それぞれ表に示しています。11 月におきましては、8 条指定図書類、表示図書類、類似図書類及び、青少年への販売等を制限する制限掲示について、問題のある店舗はございませんでした。なお、8 条指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

続きまして、5 ページをご覧くださいと存じます。都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。一番目の表、書店等への立入調査では、表示図書類の取扱い不適切な店舗が1 店舗ございました。二番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査及び、三番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査及び、四番目の表、古物商への立入調査では問題のある店舗はございませんでした。問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしました。

続きまして、6 ページをご覧くださいと存じます。自動販売機の届出等の施行状況ですが、11 月は、地元住民から苦情が入り、八王子の10 台について立

入調査を行いました。その結果、一番下の③ですが、10台とも見えない措置、買えない措置がなされていない状況であったため、条例を順守するよう指導を行っているところでございます。

事務の施行経過については、以上でございます。

ここで併せまして、前回の審議会におきまして、委員から御質問がありました件について御回答いたします。

前回、がん具類、刃物、広告物について、例えば、過去10年で審議会でも取りあげたことがあるのか、という御質問についてでございますが、ここ10年では、がん具類、刃物、広告物とも指定や措置命令はございません。直近で申しますと、がん具類は、平成17年12月の審議会において、通称「エアガン」と呼ばれているもので、人を殺傷する恐れが高いものを指定してございます。刃物は、平成20年9月の審議会において、通称「ダガー、ブーツナイフ、プッシュダガー」等を指定してございます。広告物についてでございますが、これまで有害広告物に対する措置命令を行ったことはございません。

以上でございます。

○会長 御説明ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、御質問等がございます方はいらっしゃいますか。大丈夫でしょうか。

質問がございませんので、それでは調査・審議事項に移りたいと思います。本日は、8条指定図書類についての諮問、及び優良映画の推奨についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階で御退出をお願いいたします。

(傍聴人退出)

○会長 それでは、再開いたします。本日の諮問事項のうち、8条指定図書類について、まず事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援事業課長 それでは、本日の諮問事項について御説明いたします。皆

様のお手元の資料のうち、「調査・審議事項」と記載されております資料に沿って御説明いたします。計1誌の8条指定図書類についての諮問でございます。

「調査・審議事項」と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1203号でございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。こちらに記載されました図書類は、令和7年8月26日から11月25日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計300誌のうちから、7ページ、8ページに記載してございます、条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして指定図書類の候補として選定したものでございます。作品名は、「DAITO COMICS BLシリーズ『バリタチ No.1 に負けた俺がネコデビューするまで』」、令和7年11月2日に株式会社秋水社より発行されております。過去1年間の指定はございません。該当箇所につきましては、全編大部分でございます。該当指定基準は、施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの、でございます。購入場所は、書店でございます。本審議会の諮問に先立ちまして、12月3日に自主規制団体から意見を聴取して、3ページに取りまとめてございます。3ページをご覧いただきたいと存じます。当日は、13名の方が出席されました。自主規制団体の御意見としましては「指定やむなし」の意見が12名です。その主な内容は、上から2番目ですが、「性的行為が露骨に描写され卑わいである。人格否定や消しはひどくないが、ほとんどポルノ。18禁扱いすべき内容。指定該当やむなし。」などでございます。「指定非該当」の方は1名で、その内容は、一番下でございますが、「お互いに裸体の描写が筋肉質で、性交シーンはリアリティがあり、擬音も多く、迫力を感じる。この描写が気になるころではあるが、挿入シーンは直接的な要素は少ないと思う。性器描写については許容範囲かと思われる。判断としては悩むが、指定非該当。」でございます。保留の方はいらっし

やいませんでした。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何か質問はございますか。大丈夫でしょうか。

それでは、特によろしければ、それぞれ調査に入ってください。

(図書審査)

○会長 それでは皆さま、図書はご覧いただけましたか。ご覧いただけましたので、各委員から御意見を頂きたいと思います。

それでは、榎本委員、お願いします。

○榎本委員 全体的にコミカルに描かれてはいるのですが、全編を通して性交シーンが多いことから、「指定該当やむなし」と考えます。

○会長 J委員、お願いします。

○J委員 人格否定等はありませんが、やはり、最初から最後までほぼ性行為の描写があり、性器の消しが行われてはいますが白抜きで、ほぼそのまま分かるうえ、体液等の描写もかなり露骨で「指定該当やむなし」と思います。以上です。

○会長 H委員、お願いします。

○H委員 ほぼ全編が性描写で、男性器は白抜きとは言いながら、形状や行為がはっきりと分かる内容となっております。「指定該当」でお願いいたします。

○会長 伊藤貴行委員、お願いします。

○伊藤貴行委員 性行為の描写が露骨、また、量も非常に多く、器具の使用もありますから、「指定該当やむなし」と考えます。

○会長 馬神委員、お願いします。

○馬神委員 設定上、性行為が中心となる作品となっていて、全体に渡って性交シーンが多いこと、また、性器の形が分かるなど、修整が不十分なところもございますので、「指定該当」でお願いします。

○会長 I 委員、お願いします。

○I 委員 そもそも設定がAV男優同士の撮影現場のシーンを中心にしているだけに、ある種の必然ではありますけれども、SEXシーンが非常に多く、しかも、白抜きの男性器や体液の描写も含めて極めてリアルです。人格否定の要素はほぼ見当たりませんが、「指定該当やむなし」と考えます。以上です。

○会長 D 委員、お願いします。

○D 委員 強制するシーンや人格否定といったものは見受けられませんでした。全体としてコミカルな掛け合いがあったと感じております。性器はしっかり消えていると感じました。表現の自由を守る観点から、「非該当」でお願いします。

○会長 矢ノ目委員、お願いします。

○矢ノ目委員 私も全編的に性行為が容易に連想させられる表現が多々見受けられますので、全編的に「指定該当」と考えています。また、表現として、相手をネコと表現することが人格否定にあたるかどうか、ということに関しては、私もこのネコという表現がどういった意図で使われているのか汲み取れませんでしたので、人格否定は無いかなと考えております。以上です。

○会長 E 委員、お願いします。

○E 委員 私は、「指定該当」と判断します。以上です。

○会長 C 委員、お願いします。

○C 委員 成人向け図書かと思います。区分陳列をお願いしたいと思います。

○会長 高島委員、お願いします。

○高島委員 全編を通して性交シーンが多すぎる上、描写も露骨すぎますので、「指定該当やむなし」と考えます。

○会長 K 委員、お願いします。

○K 委員 私も「指定該当やむなし」だと思います。皆さん御指摘のとおり、性交シーンがやはりかなり多い。人格否定等はないと思いますが、卑わい感を与えているところをどのように判断するのか、というところだと思いますが、全体を

通して青年レベルは越えておりますし、成人向けとして販売して欲しい内容だ
と思います。また、もう一点、自主規制団体からの聞き取り結果を見ても、12
人、ほぼ大勢を占めている、12対1ということで、ほぼ全員ですし、これまでと
比べても結構、内容への指摘ということも具体的なものが多いのではないかなと
思っており、これは「指定該当やむなし」だと思います。以上です。

○会長 B委員、お願いします。

○B委員 全編大部分と言わざるを得ないほど、性交描写が多いため、「指定該
当やむなし」と思います。

○会長 G委員、お願いします。

○G委員 全体を通してほとんどが性描写で、どう考えても青少年レベルは超え
ていると思いますので、「指定該当やむなし」でお願いします。以上です。

○会長 A委員、お願いします。

○A委員 人格否定は特になく、局部の消しはあるものの、性行為描写が非常に
多く、刺激的であることから、「指定該当」でお願いいたします。

○会長 F委員、お願いします。

○F委員 全体的に修整されていますが、性描写が多いということで、「指定該
当」でお願いします。

○会長 会長代理、お願いします。

○会長代理 過去に諮問したものと比べましても、非常に性交シーンが多く、ま
た、体液描写も卑わいな感じを与えているため、「指定該当」でお願いいたしま
す。

○会長 ありがとうございます。私も、非常に露骨な描写で「指定該当」であ
るというように考えます。

今、皆さんから御意見を頂きました。1名、「指定非該当」という御意見がご
ざいました。残りの方は全員、「指定該当」ということのでございましたので、こ
のように「指定該当」と答申をさせていただきたいと思います。よろしゅうござ

いますでしょうか。

それでは、1誌指定ということで答申させていただきます。

議事を進めさせていただきます。次は、優良映画の推奨についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援事業課長 それでは、「優良映画の推奨について」御説明いたします。

資料11 ページをご覧いただきたいと存じます。優良映画の推奨に関する条例等を記載しております。条例施行規則の第2条、1号から6号のいずれかに該当するものであると、推奨することとなります。

資料12 ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1202号でございます。今回は1作品を諮問いたします。作品名は『ぼくの名前はラワン』、制作者名は記載のとおりでございます。令和8年1月9日から、新宿武蔵野館、シネスイッチ銀座ほかでの公開を予定しております。

14ページから15ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは、申請者からの申請内容でございます。「対象区分」は小学生高学年、中学生、及び高校生、「推奨にふさわしい理由」は記載のとおりです。また、「青少年の健全な育成に有益とする」該当項目としては、第1号「青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるもの」、第2号「青少年が知識を身につけ、教養を深めていくことに役立つもの」、第3号「青少年の人を慈しみ、大切に作る心を育てるもの」、第4号「青少年の美しいものに対する感性を磨き、育てるもの」、第5号「青少年の思考力、批判力又は観察力を養うもの」、第6号「前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な心身の成長に資するもの」という申請内容でございます。

16ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは事務局の案でございます。事務局の案といたしましては、条例施行規則第2条の推奨基準に照らしまして、ページ下段にございますとおり、「該当項目」は第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、対象区分は、青少年、主として小学生高学年、中学生、高

校生を健全に育成する上で有益であると認め、小学生高学年、中学生、高校生を対象に推奨を行うことといたしました。

説明は以上になります。

○会長 ただいまの事務局の説明につきまして、御質問等がございましたらお伺いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、条例施行規則に基づき青少年に優良な映画としての推奨に賛成か、賛成しないか、反対か、また、事務局案の対象区分等についてもあわせての評価、御意見をそれぞれお聞かせください。

それでは、榎本委員からお願いします。

○榎本委員 子供が手話と出会うことで成長し、自信を持って生きていくという思いを持てるようになる、一人の子供の成長を描いたものであると思います。また、国際社会における難民問題の現状についても、知ることができる作品だと思いますので、対象区分、該当項目ともに事務局案でお願いいたします。

○会長 J委員、お願いします。

○J委員 私も推奨で対象区分、該当項目ともに事務局案に賛成です。この資料にもありますとおり、デフリンピックで今年、ろう者に対する理解が以前に比べると深まったかと思いますが、やはり社会の中でまだ不十分な中、ろう者、あるいは手話に対する理解をこの映画を通して深めることができます。更に、難民の人々に対する共感も生まれ、この映画は、推奨に値すると思います。加えて、少し遠回りにはなりますが、ラワンは、イラクにいたときはいじめられていた。そのいじめられていた子供が、世界が変われば自分らしく生きることができる、という意味で、いじめに対する一つの支援、サポートにもつながる映画かなと思いました。この映画では手話を通じて友達ができ笑顔になっていく変化が非常に印象的ですし、また、学校や住む地域の社会が、ラワンを含めた難民の家族を支援する、サポートするということも非常に子供達の学びにつながると思います。以上の理由から推奨で、該当項目、対象区分とも賛成です。以上です。

○会長 H委員、お願いします。

○H委員 ラワン少年が自らの意志で、口語ではなく手話を選んで努力していく姿や、彼と一緒に先生が悩んで、一緒に頑張っていく姿が描かれているということ。また、最後にお父さんお母さんも手話を学び始めるというところは、感動的でもありました。一家の難民認定の判断が全部彼、少年一人にかかってしまったというような描き方があり、これはどうなのかと思いましたがけれども、映画としては大変良いドキュメンタリーで、優れていると思いましたが、推奨でお願いいたします。推奨の基準、及び対象区分は事務局案通りでよろしいと思います。以上です。

○会長 伊藤貴行委員、お願いします。

○伊藤貴行委員 私も推奨に賛成します。難民としてイギリスにわたった主人公が手話を学ぶことで人として成長していく様子が非常によく描かれていると思いましたが、自然の風景を写した映像も非常に美しく感じましたので、推奨に賛成したいと思います。対象区分、該当項目についても事務局案のままで結構かと思えます。

○会長 馬神委員、お願いします。

○馬神委員 ラワンが手話を学ぶことで先生や友人との関係を築いていく様子が丁寧に描かれていて、コミュニケーションについて考え、理解を深めていくとともに、人を慈しみ大切にすることを育てることが期待できる作品だと思えました。また、手話が上達することと比例するように、ラワンが自らの過去や自分の考えをまとめてしっかりと発表できるようになっていく、その成長を通して、見る方も思考力や批判力等を養うことが期待できるのではないかと思いますので、推奨に賛成いたします。該当項目、対象区分とも事務局案でよろしいかと思います。

○会長 I委員、お願いします。

○I委員 ラワン少年の愛くるしさは、見る者を否応なく、感情移入させてくれると思います。過酷な環境に負けずに、自らで人生を切り開いていくラワンと、

それを冷静にサポートする、ろう者の教師達の絆は、難民問題解決のある種の理想型かもしれません。スマホで撮られたと思われる最後のシーンは見事なクライマックスだと思います。9月に審査した、「みんな、おしゃべり！」で描かれていた、日本でのクルド人問題と比べても、イギリスにおける柔軟な行政の対応という点でも、多くの青少年は学ぶところがあると思います。推奨でお願いします。該当区分、それから該当項目、対象区分は事務局の提案のとおりで結構です。以上です。

○会長 D委員、お願いします。

○D委員 事務局の案どおりで賛成です。対象区分、該当基準なども事務局案で問題ないかと思います。生まれつきろう者であるラワンの成長ということで、その成長していく姿が描かれているということで、青少年にとっても非常に有意義なものだと思います。学校の先生や友人、地域の方々を巻き込んで、そして、結びつきを強めていくというところも非常に感動しました。また、国際社会に目を向けるということが出来るのも、この作品としての一つの意義だと思われま。更に、自然の様子など非常に美しい描写などもあり、そういった意味でも非常に感性を磨くものであるかなと思いました。子供と一緒に見ることで、むしろ親も勉強になるのではないかと感じたところでもあります。以上です。

○会長 矢ノ目委員、お願いします。

○矢ノ目委員 推奨基準、対象年齢ともに事務局案どおりで良いです。私は、3年前に国際支援をする課の課長をしておりまして、その時、ウクライナ避難民やクルド人等の支援を行っておりました。その記憶がこの作品を見て久しぶりに蘇ったのですけれども、クルド人の方は国際的に認められた国家が無いので、法的保護や、外交権をもっていない、結局他国に依存せざるを得ない状況の方々に、この作品でもその現実が非常によく写し出されているなと感じました。日本でも、埼玉県川口市にクルド人コミュニティがありますが、そこの子供達は公立の学校に通っていますが、日本語が不自由、親のケア等、高等教育には高いハ-

ドルがあります。難民認定率も低いですし、行政の支援も限定的ですが、この作品の中で、ラワンは周囲とは異なる、困難に立ち向かう、ろう者というようになっていました。これを見て、日本でも同じように周囲と違う、異なる状況で生活をして、困っている、それに立ち向かっているクルド人の子供もいるということで、この作品は、国際理解や多様性尊重の観点からも青少年に資する作品だと感じました。私からは以上です。

○会長 E委員、お願いします。

○E委員 私は推奨に賛成でございます。生まれつきハンデを負った少年が様々な方々の協力を得ながら成長していく姿が描かれておりまして、是非、子供達にも見て欲しいと思いました。推奨基準、対象年齢ともに事務局案どおりで良いと思います。以上です。

○会長 C委員、お願いします。

○C委員 大切なテーマを扱った映画だと思います。しかしながら、推奨することは東京都としての責任があります。この映画を拝見して、繰り返しになりますが、大切なテーマを扱っているとは感じましたが、子供たちの興味をずっとこの90分間でしか、惹くものかと言うと、私は甚だ疑問に思いました。途中で嫌になるのでは無いかと、見ていて。そういったように思いました。大切なテーマだから、何が何でも見なさい、ということではなく、興味を持って見ていただく、お金を払って見ていただくことになるわけですから、「これ見て良かったね」

「勉強になったね」というものでないと私は駄目だと思います。大切なテーマを扱っているということはそのとおりであります。子供たちが、ましては小学校の高学年がこれを見て、90分間、早く終わらないかなという気持ちにきつくなるだろうと私は思いましたので、東京都が推奨することに責任を感じて、これは、推奨すべきではないと私は考えます。以上です。

○会長 高島委員、お願いします。

○高島委員 私は推奨でお願いしたいと思えます。対象区分と該当項目は、事務

局案でお願いします。印象に残る場面が私にとっては、たくさんある映画だったのですけれども、なんと言っても主人公のラワンの目に注目しておりました。手話を学ぶことで、自分の考えを人に伝え、人の考えを理解することができるようになり、「みんなと違う」から、「みんなと同じ」、とラワンの世界が広がっていくことを感じました。自分のことをポンコツと言っていたラワンが、驚くような速さで成長を始めて、僕でいるために手話が必要だと実感し、それをしっかりと自分で通している。成長する度に目の輝きが増してきた、ということを感じました。そのラワンのために、命がけで学ぶ環境を整えていた家族ですが、手話に理解があった兄だけではなく、手話に反対していた両親も手話を習い始めたときには、胸が熱くなりました。ラワンのために寄り添いながら対等な人間として根気強く教えてくれた先生、本音で語り合える友人、国外退去になりそうなラワンとその家族を全力で守ってくれた学校、そういったラワンを取り巻く人々の本気のつながりが国を動かしていくという、とてつもなく大きな力を感じました。実際に私は学校現場を経験しており、やはり「自分はみんなと違う、うまくいかない」と感じている子もおります。実はその視点でもこの映画は子供たちの力になるのではないかなと思っており、先ほど、いじめの防止にもなるとおっしゃっていましたが、多分、大人が思っているよりも共感するところがあると私自身は感じました。学ぶことの本当の意味、それから、教えることの本当の意味をしみじみ感じることができました。本当に内容が多角的で、見る人の状況によって様々なことが学べる映画だと思います。是非、多くの方々に見ていただきたいと思います。以上です。

○会長 K委員、お願いします。

○K委員 私も推奨でお願いしたいと思います。ほかの委員からもありましたが、難民や移民というものに対する理解がかなり進むものであると思っていますし、日本でも排外主義と言いますか、そういった話も結構出てきておりますので、青少年が移民や海外の人について知ることの重要性を伝えているものだと思います。

います。見ていて、手話が言語であるということが非常に分かりやすく伝わるかなと思っています。直前にもありましたけども、ラワンは聴覚障害というものがあって、ほかの人と違う、というような見方もできるかもしれませんが、一方で、これはやはり小学生の子供達が直面していることで考えると実は、自分たちが直面することに繋げて考えられるようなものではないかなと私も感じております。加えて、ラワンの成長も非常にうまく伝わるのではないかなと思います。さらには、ほかの委員からもありましたが、ドキュメンタリー映画としての映像も非常にきれいで優れたものだなと感じています。一方で、私も今回、前提知識なく見てみたのですけれども、そうするとクルド人の話だったのかということが、なかなか腹落ちできておらず、移民の問題ということは分かったのですが、なかなか難しく、うまく理解できていませんでしたので、ごめんなさい。対象等は事務局のもので良いとは思いますが、一方で、小学生には難しいのではないかと少し感じたところがございます。背景の知識などを何か補える機会をつくるとより理解が進み、良いのではないかと思ったところです。以上です。

○会長 B委員、お願いします。

○B委員 難民のクルド人の生活、亡命、また、ろう者の人々の生活や手話について学び、多くの困難を抱えながらも成長していく姿を見ることでどのような人間でもきっと生きるべき意味があるということを教えてくれた作品で大変良い作品だと思います。是非、推奨したいと思います。対象区分は事務局どおりで結構です。

○会長 G委員、お願いします。

○G委員 クルド人でろう者で、不法難民で国外退去処分になるかもしれないという、そういったいくつもの困難を抱えているにもかかわらず、希望に向かって進み続けてどんどん成長して強くなっていくラワン少年の姿を描いたこの作品は、青少年に見てもらうにふさわしい作品だと思いました。但し、映像は大変きれいでかなり丁寧に制作された作品ですが、ろう者としての聞こえない世界

を、この作品を見ている人が作品の中で疑似体験できるようなつくりになってるからでしょうか、小学生には若干難しい作品なのかなという気はしましたが、対象区分は事務局どおりでよろしいかと思います。推奨理由は全て選択されていますが、それで特に違和感なければこのままでよろしいかと思います。以上です。

○会長 A委員、お願いします。

○A委員 私も推奨で良いと思います。難民として、多難な中で生きていかざるを得ない、ろう者の主人公は、家族とも打ち解けることが少なかったのですが、受け入れ先のイギリスで手話を学ぶことで、コミュニケーション能力が高まっていく様子がよく分かりました。そして、そのイギリスからの国外退去を申し渡されるという不安の中で、自分が生きていくために必要なことをしっかり表現し、諦めない強さが国をも動かしたということ。周りの人々がしっかりサポートしたことに感動しました。青少年がこの映画を通して難民問題や、ろう者に対して考えること学ぶこと、これらが多いと判断して推奨いたします。年齢、推奨理由も事務局と同じ意見です。以上です。

○会長 F委員、お願いします。

○F委員 この映画、主人公がラワンという少年ですけれども、クルド人のろう者として生まれて、家族とともにイギリスに亡命するわけですか、彼が直面する課題を一つ一つ乗り越えていく、そういった姿があるわけですけれども、まずは身の回りのこと、手話を上手になろうということや、周りの友との友情を深めていこう、と自分のできることを精一杯やっいていこうと、そういった一つ一つに一生懸命な姿に私自身は感銘しました。多文化への理解や、障害への正しい認識を深めるという意味でも貴重な作品だと思いますし、また、聴覚障害のある方々が、日々抱えているコミュニケーションの難しさ、それも自然と理解でき得る視点だと思いますので、是非、推奨したいと思います。対象区分、それから該当項目は事務局案で結構でございます。

○会長 会長代理、お願いします。

○会長代理 私も推奨でお願いしたいと思います。推奨の基準としては、第1号から第6号までということですが、それも全部1から6まででよろしいかと思えます。全てが該当する作品は珍しいかと思えますが、問題ないと思えます。映像も美しいですし、もちろん、内容も今まで御指摘があったとおりで思えます。外国人排斥の動きが世界各地で起きている中で、こういった作品の意味というのは非常に重いのではないかと思えます。ただ、御指摘がありましたように、小学生には難しいのではないかというところ、私も少しそれは感じました。しかし、子供なりに、子供同士のコミュニケーションなど、そういったところ感じる部分は非常にあると思えますので、提案どおりの小学校高学年以上ということで賛成です。

○会長 ありがとうございます。何か追加で御意見等がありますか。大丈夫でしょうか。

それでは、今、御意見をいただきました諮問、非該当という委員が1名いらっしゃいましたが、残りの委員は該当、推奨するというところでございました。また、いくつか御意見も頂きました。そういったことについては、また事務局の方から配給会社等にもこういった意見があったとお伝えいただきたいと思います。そういうことでございましたので、今回、推奨するというところでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、そのように答申させていただきます。よろしくお願いたします。以上、本日の諮問事項に関する審議は終了です。

事務局から連絡事項等ございますでしょうか。

○若年支援事業課長 来月、1月の審議会につきましては、諮問予定の映画はございません。

○会長 それでは、本日の審議は終了ということで、傍聴人の方々が再入室するため、調査・審議資料等は回収、しまってくださいようお願いたします。

(報道・傍聴人再入室)

○会長 それでは議事を再開いたします。事務局から御説明をお願いいたします。

○若年支援事業課長 まず、本日の審議ですが、8条指定図書1誌について諮問を行い、1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また、映画『ぼくの名前はラワン』につきまして諮問を行い、推奨することが適当であるという答申となりました。

また、本日、審議会に報告した都民の申出はございません。

8条指定図書の告示予定日は令和7年12月12日（金曜日）、推奨映画の公告予定日は令和7年12月16日（火曜日）、プレス発表は告示日前日の令和7年12月11日（木曜日）となります。告示日もしくは告示日の前日まで8条指定図書の名称の公開をお控えいただくよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会について御案内いたします。次回は来年、令和8年1月13日（火曜日）の15時30分から、場所は今回と同じこの会場を予定してございます。

以上でございます。

○会長 それでは、本日はこれで終了させていただきます。お疲れ様でございました。

（午後4時30分閉会）